

日常生活用具給付事業ガイドブック

＝君津市＝

—このガイドブックについて—

このガイドブックの内容は、令和6年4月1日現在のものです。

<相談窓口>

君津市役所 障がい福祉課 障がい者支援係 電話：0439-56-1181

FAX：0439-56-1220

—日常生活用具給付事業の概要—

日常生活用具給付事業とは

日常生活用具給付事業は、日常生活を営むのに支障がある障がいのある方の日常生活上の便宜を図ることを目的に用具を給付する事業です。

日常生活用具給付事業の対象者

日常生活用具の給付対象者は、6ページ以降の対象用具・価格基準等の一覧（以下、一覧）のとおりです。ただし、次の方は制度をご利用いただくことができません。

- ・介護保険対象の方

介護保険に同じ物品の給付制度がある場合、介護保険制度が優先されます。

- ・既に同じ物品の給付を受けている方

原則として規定する耐用年数を経過していない場合は給付の対象とはなりません。ただし、耐用年数を経過し、かつ再度給付することが合理的であると認められた場合は、再給付の対象となることがあります。

- ・市民税所得割額が46万円以上の方

利用者が18歳以上の場合は、本人及び配偶者分、18歳未満の場合は、利用者の属する住民票の世帯員の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は制度の対象外となります。

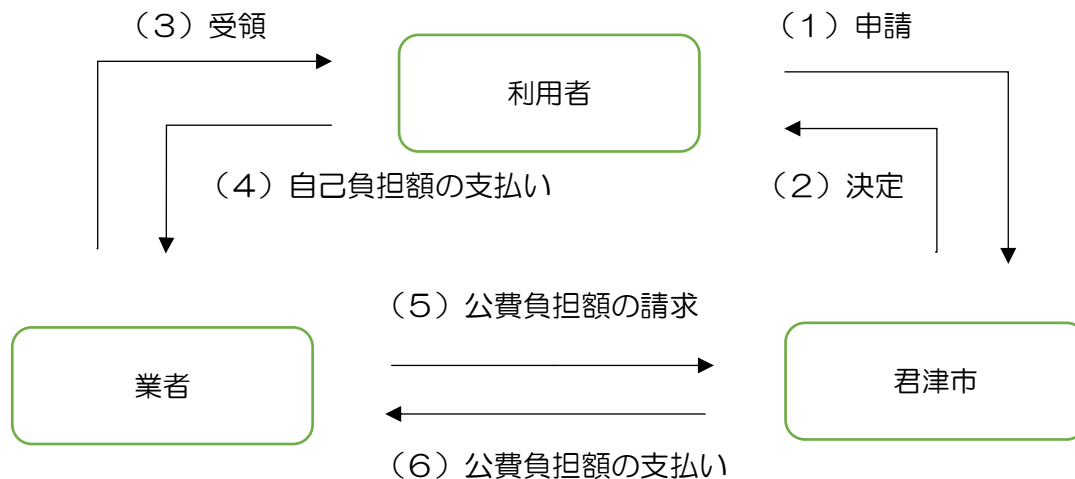
費用について

原則として日常生活用具の給付に要する費用の額（取付工事費含む）の1割が自己負担になります。ただし、給付基準額を超えた場合の超過分は実費となります。各品目の価格の基準については、一覧を確認してください。

販売業者について

市の日常生活用具給付事業をご理解いただき、見積書の作成や後払いによる対応が可能な業者であれば特に指定はありません。対応が可能であるか、事前に業者に確認してください。

—制度の基本的な仕組み—



(1) 申請

利用者は、購入を希望する業者に見積書を作成してもらい、日常生活用具給付申請書（以下、「申請書」）・見積書等を市に提出します。

(2) 決定

市は、給付の可否や利用者負担額、公費負担額を決定し、利用者に対して日常生活用具給付決定通知書（以下「通知書」）を、利用者又は同意書の提出があった場合には見積書を作成した業者に日常生活用具給付券（以下「給付券」）を送付します。

(3) 受領

給付券と引き換えに商品を受領します。商品の受領後、利用者は給付券にサインをします。

(4) 自己負担額の支払い

自己負担額の支払いがある利用者は、日常生活用具の給付に要する費用の額の 1 割を業者に支払います。

(5) 公費負担額の請求

業者は、請求書と給付券をあわせて市に提出します。

(6) 公費負担額の支払い

市は、請求書等の内容を検査・確認した後、業者に公費負担額を支払います。

—申請手続きの流れ—

① 書類の準備

- ・見積書の作成を業者に依頼してください。
- ・見積書の提出方法は、利用者と業者での話し合いのもと業者から市に提出していただいても構いません。

(業者への見積書の依頼方法)

業者に連絡し、自分の名前と「日常生活用具の申請に必要な見積書が欲しい」と話してください。

次に自分の欲しい商品を業者に話してください。

利用者への聞き取りのもと業者が見積書を作成します。

- ・業者への「給付券」の送付を希望する場合は、同意書を記入してください。

↓

② 書類の提出

- ・申請書、見積書、同意書（同意書は業者への「給付券」の送付を希望する場合のみ）を障がい福祉課に提出してください。
 - ・業者から市に見積書が送られることになっている場合は、その旨を窓口でお伝えください。
- ※他市から転入の場合は【所得・税額証明書（市民税課税・非課税証明書）】が必要になる場合があります。また利用者が未申告の場合は支給決定できませんので、その場合は申告が必要です。

↓

③ 決定

- ・決定後、「通知書」と「給付券」が届きます。（同意書を提出されている方は「通知書」のみが届きます。）
- ・商品の受領の際に「給付券」を提出する必要があるので大切に保管してください。

↓

④ 受領

- ・「通知書」が届いたら、業者へ商品の受領について連絡します。業者から商品を受領し、「給付券」の受給者等記入欄に署名します。

↓

⑤ 支払

自己負担のある場合は、自己負担額を業者に支払います。自己負担の有無は「通知書」をご確認ください。

－日常生活用具給付事業Q & A－

Q：決定後に購入する物品の変更はできますか？

A：決定は提出いただいた見積書の内容で行っているため、決定後の物品の変更はできません。ただし、やむをえない事情による場合、納品前であればご本人で業者と調整をして、決定通知書及び給付券を市に返還する事で、申請を取り下げることができます。このような場合、必ず事前に障がい福祉課までご連絡ください。

「ストーマ用装具」や「紙おむつ等」の給付期間が長期に及ぶものについては、決定後も給付決定金額以内であれば物品の変更は可能です。

なお、いずれの場合も市が業者に支払い済の時は、物品を変更する事はできません。

Q：給付された物品が紛失または壊れてしまった場合、再給付はできますか？

A：耐用年数を経過しているものについては再給付ができる場合があります。経過していないものについては原則再交付できません。しかし、やむをえない事情等（過失の無い事故・災害など）がある場合には再交付できる場合がありますのでご相談下さい。

また、用具を廃棄する場合は、市のごみの出し方のルールに従って自身で処分してください。

Q：介護保険制度で給付対象外になった場合、給付してもらえますか？

A：要介護度の認定状況等により、給付の対象外となった方については、日常生活用具の給付品目の対象者であれば給付可能です。

Q：給付決定前に購入した物品も給付の対象になりますか？

A：給付決定月であっても、給付決定前に購入した物品は給付の対象外です。

Q：物品代のほかに取付費、輸送費がかかりますが、助成の対象ですか？

A：輸送費については助成の対象にはなりませんので、自己負担となります。ただし取付工事に要する費用は助成対象（上限あり）となります。

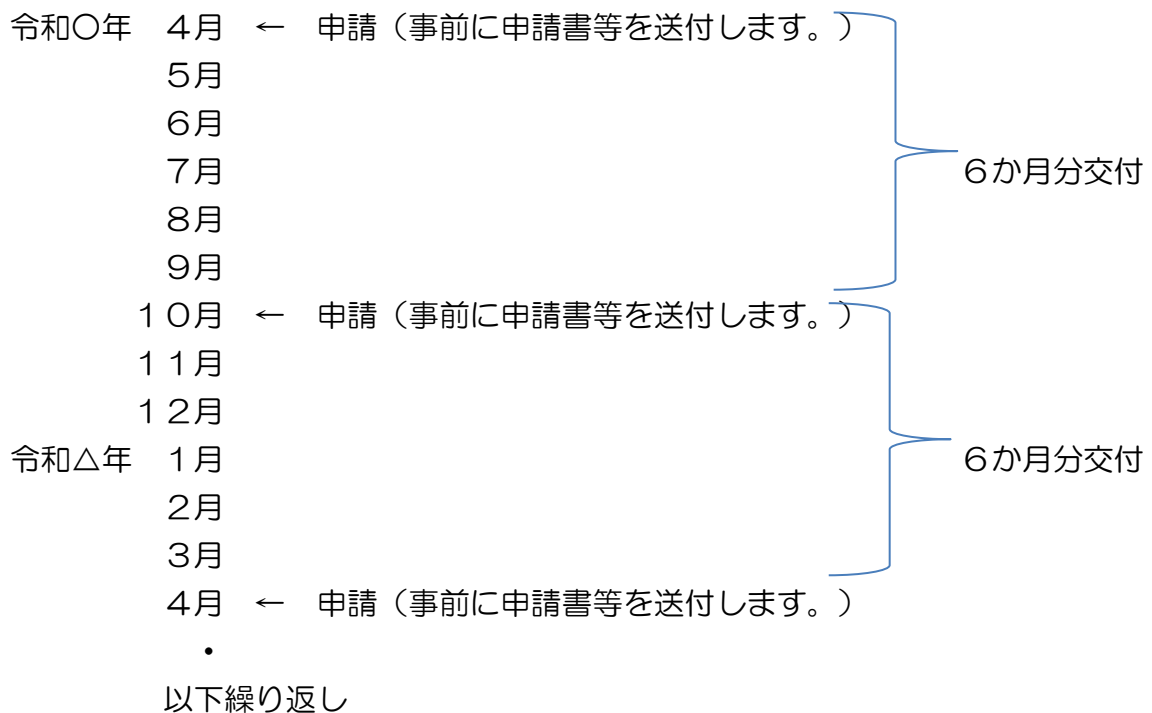
－ストーマ用装具・紙おむつ等について－

ストーマ用装具と紙おむつ等については、一度の申請で最大6か月分の交付が可能です。

助成基準額

ストーマ用装具（消化器系）	1 か月分	8,860円
（尿 路 系）	1 か月分	11,640円
紙おむつ等	1 か月分	12,000円

＜申請の流れ＞



※君津市では4月と10月の2期に分けて支給決定を行います。

※月途中の申請は、申請月から次の申請月までの支給となります（例：6月5日申請→6月から9月分を支給）

※災害時に備え、福祉避難所である君津市保健福祉センターでストーマ用装具の備蓄保管を行っています。希望される方はご相談ください。

※令和5年8月15日以降の手続きから、ストーマ用装具の付属品の範囲が明確化され、紙おむつ等の支給品目におしりふきが追加されました。

－対象用具・価格基準等の一覧－

種目	用具	対象者	性能等	基準額(円)	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい者及び寝たきりの状態にある難病患者	腕、脚等の訓練ができる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を必要とする身体障がい者(児童の場合は 2 級を含む。)及び重度又は最重度の知的障がい者(児)であって、原則として 3 歳以上のもの及び寝たきりの状態にある難病患者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止する機能を有するもの	19,600	5
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を要する者であって、原則として学齢児以上のもの及び自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で入浴に介護を要する者であって、原則として 3 歳以上のもの	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者であって、原則として学齢児以上のもの及び寝たきりの状態にある難病患者	障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	15,000	5

	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上であって、原則として 3 歳以上の者及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者	介護者が重度身体障がい者(児)を移動させるに当たって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい児であって、原則として 3 歳以上のもの	原則として附属のテーブルをつけるもの	33,100	5
	訓練用ベット	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい児であって、原則として学齢児以上のもの及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害があり、入浴に介助を必要とする者であって、原則として 3 歳以上のもの及び入浴に介助を要する難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
	便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上であって、原則として学齢児以上のもの及び常時介護を要する難病患者	容易に使用し得るもの(障がい者は手すりを付けることができ、障がい児は手すりを付けたもの)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450 手すりを付けた場合 9,850	8
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがある者であって、立位や歩行が不安定でよく転倒をする者。又は、重度又は最重度の知的障がい者(児)若しくは	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの	15,660	3

		精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	イ 37,860	
	T 字状・棒状の杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがある者、立位や歩行が不安定な者	手に持って歩行の助けとする長細い棒で、握り、支柱、杖先からなり、手と床の 2 点で支持するもの	4,600	3
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがある者、家庭内の移動等において介助を必要とする者であって、原則として 3 歳以上のもの及び下肢が不自由な難病患者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	60,000	8
	特殊便器	上肢機能障害 2 級以上及び重度又は最重度の知的障がい者(児)で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なものであって、原則として学齢児以上のもの及び上肢機能に障がいのある難病患者	足踏ペダル等で温水温風を出し得るもの及び介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
	火災警報機	障害等級 2 級以上の身体障がい者(児)、重度若しくは最重度の知的障がい者(児)又は精神障がい者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもので、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯のもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8

	自動消火器	障害等級 2 級以上の身体障がい者(児)、重度若しくは最重度の知的障がい者(児)、精神障がい者又は難病患者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもので、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯のもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上の身体障がい者で盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯のもの。又は重度若しくは最重度の知的障がい者で 18 歳以上のもの	視覚障がい者及び知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上であって、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	7,000	10
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上で聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯の者。ただし、日常生活上必要と認められる場合に限る。	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上であって、原則として 3 歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5
	ネブライザー(吸入器)	又は同程度の障がいがある必要と認められる者であって、原則として学齢児以上のもの及び呼吸器機能に障がいのある難病患者	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	36,000	5
	電気式たん吸引器			56,400	5
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得るもの	157,500	5

	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う 18 歳以上の者	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000	10
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害 2 級以上で当該者の世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯の者であって、原則として学齢児以上のもの	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	9,000	5
	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上の身体障がい者で、盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯のもの	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000	5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障がいをする者で、原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	98,800	5
	情報・通信支援用具	上肢機能障害 2 級以上又は視覚障害 2 級以上の者	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーション 上肢機能障がい者 インテリキー、ジョイスティック等 視覚障がい者 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000	5
	点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上の身体障がい者であって必要と認められるもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6
	点字器	視覚障害 2 級以上であって、原則として学齢児以上の者	(1) 標準型 ア 32 マス 18 行 両面書真鍮板製 イ 32 マス 18 行 両面書プラスチック製	標準型 ア 10,720 イ 6,800	7

			(2) 携帯用	携帯用	5
			ア 32マス4行 片面書アルミニウム製	ア 7,420	
			イ 32マス12行 片面書プラスチック製	イ 1,700	
	点字タイプライター	視覚障害2級以上であって、原則として本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	63,100	5
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者	(1) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの 又は、	録音再生機 85,000	6
			(2) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	再生専用機 35,000	
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	99,800	6

視覚障がい者用拡大読書器	視覚障害があり、本装置により文字等を読むことが可能になる者であって、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000	8
盲人用時計	視覚障害 2 級以上の身体障がい者。なお、原則として音声式時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	触読式 10,300 音声式 13,300	1 0
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障がいをするため、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者であって、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	71,000	5
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障害があり、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	88,900	6
人工喉頭	喉頭摘出者	ア 笛式 吸気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	ア 笛式 5,150 気管カニューレ付 8,350	4
		イ 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	イ 電動式 72,210	5

	視覚障がい者用ワー ドプロセッサ(共同 利用)	視覚障害があり、就労若 しくは就学している者又 は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、 日本点字表記法に基づ き、入力した文章を自動 的に点字変換が可能で点 字プリンターとの連動に より点字文字の作成及び 音声化ができるもの	1,030,000	6
	点字図書	視覚障害があり、主に情 報の入手を点字によって いる者	点字により作成された図 書	市長が認めた 額	
	視覚障がい者用地上 デジタル放送対応ラ ジオ	視覚障害 2 級以上の身体 障がい者(児)	地上デジタル放送を受信 することのできる機能を 有し、視覚障がい者(児)が 容易に使用し得るもの	29,000	5
排泄 管理 支援 用具	ストーマ用装具 (付属品を含む。)	人工肛門又は人工膀胱造 設者	ストーマ装具(消化器系) 低刺激性の粘着剤を使用 した密封型又は下部開放 型の収納袋でラテックス 製又はプラスチックフィ ルム製のもの	ストーマ装具 (消化器系) 1 か月分 8,860	
			ストーマ装具(尿路系) 低刺激性の粘着剤を使用 した密封型の収納袋で尿 処理用のキャップ付きで ラテックス製又はプラス チックフィルム製のもの	ストーマ装具 (尿路系) 1 か月分 11,640 ※6 か月分交 付が可能	
	紙おむつ等	ストーマの著しい変形等 によりストーマ用装具の 使用が困難な者又は高度 の排便若しくは排尿機能 障害及び脳原性運動機能 障害で排便排尿の意思表 示が困難な者であって、 原則として 3 歳以上のもの	(1) 紙おむつ、尿取パッ ト (2) サラシ、ガーゼ、脱 脂綿、洗腸用具、おし りふき	1 か月分 12,000 ※6 か月分交 付が可能	
	収尿器	高度の排尿機能障がい者	採尿器とストーマ装具(尿 路系)で構成し、尿の逆流 防止装置をつけるもの	男性用 普通型 7,940	1

			男性用 普通型 男性用 簡易型 女性用 普通型 女性用 簡易型	簡易型 5,880 女性用 普通型 8,760 簡易型 6,080	
住宅 改修 費	居宅生活動作補助用 具	下肢、体幹機能障害又は 乳幼児期以前の非進行性 の脳病変による運動機能 障害(移動機能障害に限 る。)を有する者であっ て、障害程度等級 3 級以 上のもの(特殊便器の取替 えについては上肢機能障 害 2 級以上のものに限 る。)及び視覚障害 2 級以 上のもので、原則として 学齢児以上のもの及び下 肢又は体幹機能に障がい のある難病患者	障がい者(児)の移動等を円 滑にする用具で設置に小 規模な住宅改修を伴うも のであって次に掲げるも の (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の 円滑化等のための床又 は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取 替え (5) 洋式便器等への便器 の取替え (6) その他前各号の住宅 改修に附帯して必要と なる住宅改修	200,000	

※ストーマ用装具付属品

1	皮膚保護剤ペースト／パテ
2	皮膚保護剤パウダー
3	皮膚保護剤ウエハー
4	コンベックス・インサート
5	サージカルテープ
6	皮膚被膜剤（スキンバリア）
7	粘着剥離剤（リムーバー）
8	皮膚清浄剤
9	消臭剤
10	潤滑剤
11	凝固剤
12	ストーマ固定用ベルト

13	蓄尿バッグ
14	入浴等補助具
15	ストーマ袋カバー
16	皮膚保護剤穴あけ専用はさみ